

茂原市役所昼食用弁当等販売事業者募集要領

茂原市では、以下のとおり、昼に食する弁当等の販売事業者を募集します。

1. 販売場所 茂原市役所 2階市民コーナー脇（状況により変更する場合がある）
2. 販売期間 令和8年8月1日(土)から令和9年1月31日(日)
(6ヶ月単位とし、①2月から7月、②8月から翌年1月とする)
3. 販売日時 平日（市役所閉庁日を除く月曜日から金曜日）
午前11時から午後2時まで
4. 募集数 各日、3事業者
(状況により増減する場合がある)
5. 販売物品 弁当類、またはパン類
6. 販売形態 食品は、予め調理されたものであること
弁当類は、個包して個別に盛りつけが済んでいること
販売時は出店ごとに最低1名を配置し、物品管理・販売代金の収受を行うこと
7. 使用許可スペース 長テーブル1台分（1.8m×0.45m）を1単位とする。
8. 施設使用料 1単位当たり、週の販売日数が1日の場合は月額50円。週の販売日数が2日以上の場合は、その日数を乗じた価格を月額とする。
納付は、市役所が発行する指定の納入通知書により、販売期間（6か月）分を一括で支払うこと
なお、施設使用料は、販売期間内に販売を止めても返金はしない。
9. 応募資格要件 ア. 茂原市内に製造拠点を有していること
イ. 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を受けていること
ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日号外法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
エ. 損害保険に加入しており、食中毒の事故等が有った場合に対応できること
オ. 市税等の滞納がないこと
10. 提出書類 出店承認申請書
誓約書
食品衛生法に基づく営業許可を受けたことを証する書類の写し
損害保険等の写し
滞納無証明書
11. 受付期間 令和8年6月10日(水)から令和8年6月26日(金)まで
(窓口受付) 午前9時00分～午後4時30分
(郵送受付) 令和8年6月26日(金)の消印まで
12. 受付場所 (郵送先) 茂原市道表1番地
茂原市役所 財務部 資産経営課 (4階)
TEL 0475(20)1520
13. 選定方法
 - ・提出書類に基づき審査し、事業者を決定する。
 - ・希望する曜日が重複する場合や販売物品が偏る場合は、市が曜日や販売日数を調整し割り振りを行い、曜日と日数を指定する。
 - ・申請者数が多く、各日の募集数を超え、販売日を調整しても割り振りできない場合は、市が厳選な抽選を実施し、事業者を選定する。
14. その他
 - ・今回募集する販売事業者とは別に、就労継続支援B型事業者が販売を行う。
 - ・「9. 応募資格要件」に関する内容を市が調査を行うことがある。